令和８年第１０回教育委員会定例会議事日程

１　日　時

令和８年９月２９日（火）　午前９時３０分から

２　場　所

島本町役場４階　議会第１・第２会議室

３　議　事

第１　　会議録確認委員の決定

第２　　第２９号議案　島本町子ども・子育て支援法施行細則の一部改正について

第３　　第１０号報告　「令和８年度全国学力・学習状況調査結果」の公表について

第４　　第３０号議案　事務局職員人事について

第２９号議案

島本町子ども・子育て支援法施行細則の一部改正について

教育長に対する事務委任規則（昭和３４年島本町教育委員会規則第１号）第１条第１項第１２号の規定に基づき、議決を求めます。

令和　８　年　９　月２９日提出

島本町教育委員会

教育長　　横　山　　寛

島本町教育委員会規則第　　号

島本町子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

島本町子ども・子育て支援法施行細則（平成２７年島本町教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「６０日」を「９０日」に改め、同項ただし書を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

第２９号議案資料

島本町子ども・子育て支援法施行細則の一部改正について

１　提案理由

保育所等を利用する保護者の事務手続の簡素化及び職員の事務負担の軽減を図るため、所要の改正を行うもの。

２　議案の概要

保育を必要とする事由のうち求職活動に該当する場合の認定期間において町が定める期間を６０日から９０日に改めるもの（第４条関係）。

３　新旧対照表

４　施行期日

公布の日

第２９号議案　参考資料

島本町子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
（教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定の有効期間） 第４条　府令第８条第４号ロ及び第２８条の５第４号ロの町が定める期間は、９０日とする。 ２・３　略	（教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定の有効期間） 第４条　府令第８条第４号ロ及び第２８条の５第４号ロの町が定める期間は、６０日とする。ただし、やむを得ない事由があると認めるときは、９０日とすることができる。 ２・３　略

第１０号報告

令和８年度「全国学力・学習状況調査結果」の公表について

標記のことについて、別紙のとおり報告いたします。

令和　８　年　９　月２９日提出

島本町教育委員会

教育長　　横　山　　寛

（令和8年8月18日作成）

令和8年度　全国学力・学習状況調査　結果概要

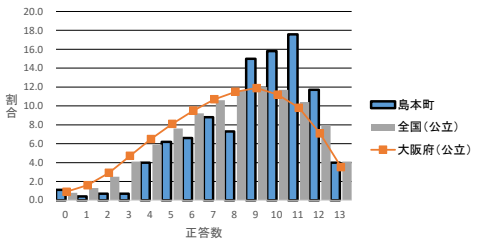
教育推進課

実施日時：令和8年4月23日(木)
対象・内容：小学校第6学年〈国語、算数、児童質問紙〉、中学校第3学年〈国語、数学、英語、生徒質問紙〉

実施対象校数・児童数：小学校4校・273人(大阪府公立62，421人　全国922，411人)
実施対象校数・生徒数：中学校2校・298人(大阪府公立56，778人　全国841，873人)

1. 教科に関する調査結果

小学校　国語

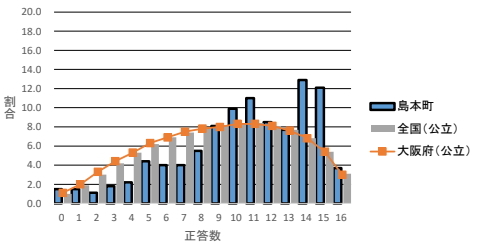


	平均正答率	無回答率
島本町	68%	2.2%
大阪府	59%	3.3%
全国	60.9%	3.4%

＜良好＞
・文章を読んで理解したことに基づいて、自分の考えをまとめることができる
・学年別漢字配当表に示されている漢字を文の中で正しく使うことができる

＜課題＞
・引用して、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫することができる
・考えとそれを支える理由や事例等、情報と情報との関係をについて理解することができる

小学校　算数

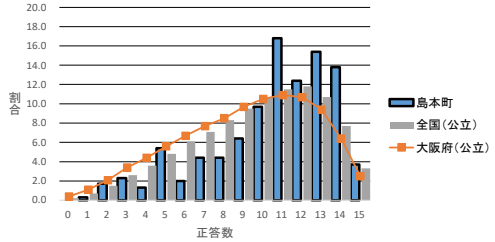


	平均正答率	無回答率
島本町	66%	2.5%
大阪府	56%	3.1%
全国	56.4%	3.2%

＜良好＞
・小数が整数と同じ十進位取り記数法の仕組みで表されていることを理解し、条件に合う小数をつくることができる
・立方体の体積の計算による求め方について理解している

＜課題＞
・二次元の表から、条件に合う数を読み取ることができる
・単位量当たりの大きさを求める除法の式の意味を理解し、その商から二つの広場のどちらの方が混んでいるのかについて判断できる

中学校　国語

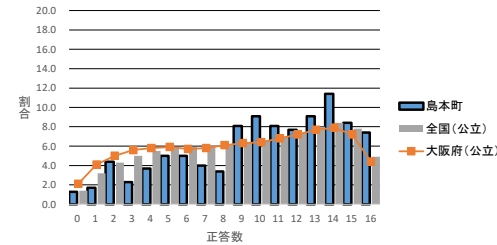


	平均正答率	無回答率
島本町	70%	2.2%
大阪府	61%	5.8%
全国	63.9%	4.9%

＜良好＞
・表現の効果を考えて描写することができる
・助動詞の働きについて理解している

＜課題＞
・語句の辞書的な意味を踏まえ、文脈上の意味を捉えることができる
・文章を読んで理解したことに基づいて、自分の考えを確かなものにすることができる

中学校　数学



	平均正答率	無回答率
島本町	63%	5.6%
大阪府	55%	12.3%
全国	57.0%	10.4%

＜良好＞
・具体的な場面において、正の数と負の数を用いて変化や状況を表すことができる
・与えられた表やグラフから、必要な情報を適切に読み取ることができる

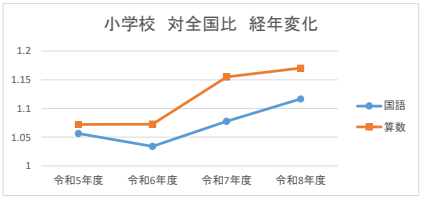
＜課題＞
・データの傾向を的確に捉え、判断の理由を度数分布多角形の特徴を基に説明することができる
・数学的に表現したことを、事象に即して解釈し、問題解決の方法を数学的に説明することができる

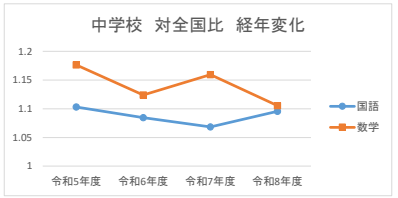
中学校　英語

中学校英語は1人1台端末を活用したオンライン(IRT方式)で実施。IRTとは生徒の正答・誤答が問題の特性によるのか、生徒の学力によるのかを区別して分析し、生徒の学力スコアを推定する統計理論のことです。問題は全日程共通と実施日により異なる公開問題、生徒ごとに異なる非公開問題があります。

	全日程共通公開問題における平均正答数	無回答率	IRTスコア
島本町	4．7問/7問	0.9%	562
大阪府	3．7問/7問	4.3%	498
全国	3．7問/7問	3.4%	499

IRTスコアとはIRTに基づいて各設問の正誤パターンの状況から学力を推定し、全国平均を基準とした得点で表したものです。

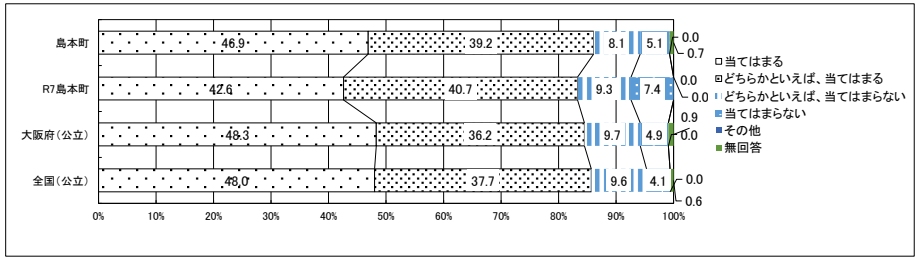




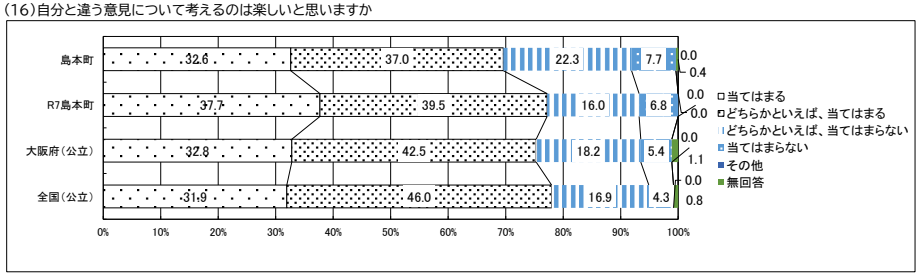
2. アンケート（抜粋）

小学校

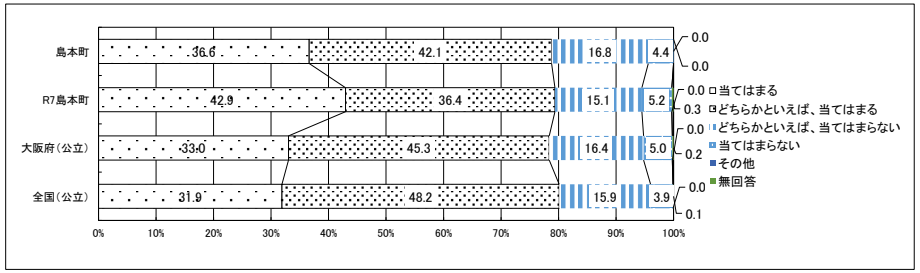
（15）学校に行くのは楽しいと思いますか



（16）自分と違う意見について考えるのは楽しいと思いますか



（33）地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか



＜結果概要＞

小学校 国語：平均正答率は68%であり、大阪府平均（59%）、全国平均（60．9%）を上回る結果となった。観点別の正答率においても、知識・技能及び思考・判断・表現どちらにおいても大阪府平均及び全国平均を上回る結果となった。学習指導要領の区分における「話すこと・聞くこと」からの出題について、全国平均との開きが小さくなった。

小学校 算数：平均正答率は66%であり、大阪府平均（56%）、全国平均（56．4%）を上回る結果となった。観点別の正答率においても、知識・技能及び思考・判断・表現どちらにおいても大阪府平均及び全国平均を上回る結果となった。学習指導要領の区分・領域における「測定」からの出題について、全国平均との開きが小さくなった。

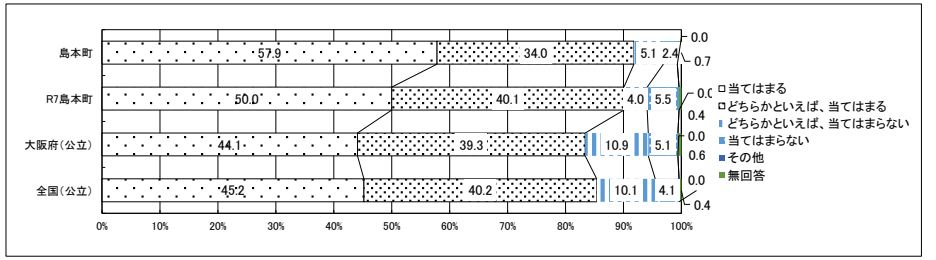
中学校 国語：平均正答率は70%であり、大阪府平均（61%）、全国平均（63．9%）を上回る結果となった。観点別の正答率においても、知識・技能及び思考・判断・表現どちらにおいても大阪府平均及び全国平均を上回る結果となった。学習指導要領の区分・領域における「測定」からの出題について、全国平均との開きが小さくなった。

中学校 数学：平均正答率は63%であり、大阪府平均（55%）、全国平均（57%）を上回る結果となった。観点別の正答率においても、知識・技能及び思考・判断・表現どちらにおいても大阪府平均及び全国平均を上回る結果となった。学習指導要領の領域における「データの活用」からの出題について、全国平均との開きが小さくなった。

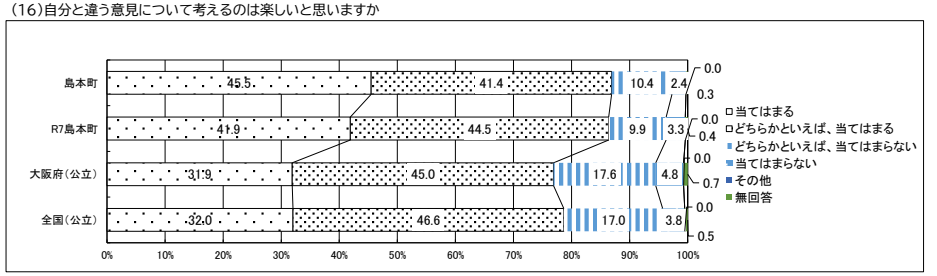
中学校 英語：学習指導要領の区分・領域における「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」の3技能において、平均正答率が全国及び大阪府平均を上回る結果となった。IRTスコアについても、全国及び大阪府平均を大きく上回る結果となった。

中学校

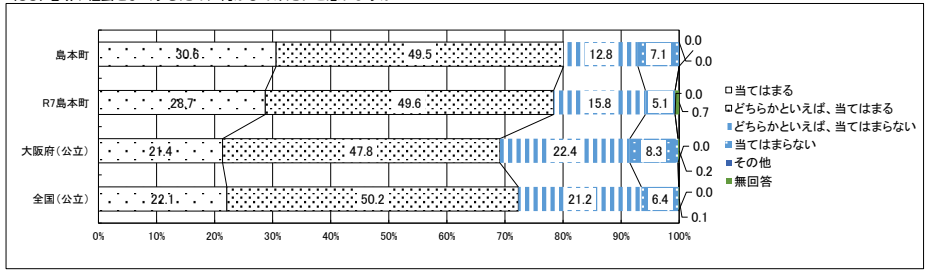
（15）学校に行くのは楽しいと思いますか



（16）自分と違う意見について考えるのは楽しいと思いますか



（33）地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか



＜アンケート結果について＞

「みづまろキッズプラン」の成果指標の一つとして本アンケートを活用し、当該プランの目指す子ども像を実現するためにつけたい力である「自己表現力」「課題探究力」「社会参画力」が身についたかを把握するための一助としている。

○（15）では、前年度と比較して、肯定的回答が小学校では2.8、中学校では1.8ポイント上回る結果となった。各学校において、児童・生徒が主体となった学校行事や各学校が地域資源・人材を活用した特色ある学校づくりを推進した成果であると分析できる。今後も、教員の指示によるものだけではなく、児童・生徒主体の学校づくりの取組を継続していく必要がある。

●（16）については、中学校において前年度と比較し、0.5ポイント上回ったが、小学校においては、前年度と比較して7.6ポイント下回る結果となった。「みづまろキッズプラン」における「社会参画力」の育成のために、授業において、「話し合いをしたか」ではなく、「異なる考えに触れ、考えを深めたり考えたりすることができたか」を授業改善の視点にする必要がある。

第３０号議案

事務局職員人事について

教育長に対する事務委任規則（昭和３４年島本町教育委員会規則第１号）第１条第１項第８号の規定に基づき、議決を求めます。

令和　８　年　９　月２９日提出

島本町教育委員会

教育長　　横　山　　寛